４月からの国民健康保険税の特別徴収（年金控除）について

年金から国民健康保険税を天引きさせていただいている方

※平成３１年度中に７５歳になられる方、平成３０年度の途中で６５歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成３１年度は普通徴収（現金納付または口座振替）で国民健康保険税をお支払いいただくことになります。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主（擬制世帯主）の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

●平成３１年２月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、２月の特別徴収額と同じ額を平成３１年４月・６月・８月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

●平成３０年４月２日から１０月１日までの間に６５歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成３１年４月の年金から特別徴収（仮徴収）が始まります。特別徴収の金額は、平成３０年度の年税額から計算した金額になります。

＜特別徴収の対象となる方＞

①４月１日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が６５歳以上７５歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。

②年額１８万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、１つの年金で１８万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成３０年１０月２日以降に６５歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成３１年６月から順次特別徴収の対象者となります。

仮徴収の対象となる方には、４月の年金支給時までに、仮徴収期間（４・６・８月）の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。

○４月・６月・８月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、７月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

【お問い合せ先】 役場税務課　☎77－3615